

件名	医療法施行条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	医療法（昭和23年法律第205号）
<p>【改正の概要】</p> <p>医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）により、医療法の一部が改正され、条ずれが生じたため、医療法施行条例において引用する同法の関係条項を改めるものである。</p> <p>○第6条第1項第1号中、「法第15条の2」を「法第15条の3第2項」に改める。</p> <p>【改正後】</p> <p>医療法施行条例（抜粋） （病院の施設の基準）</p> <p>第6条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設（療養病床を有しない病院にあっては、第1号に掲げるものに限る。）とする。</p> <p>（1）消毒施設及び洗濯施設（法第15条の3第2項の規定により繊維製品の滅菌若しくは消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。以下同じ。）</p> <p>（2）談話室</p> <p>（3）食堂</p> <p>（4）浴室</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	